

鴨川市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第3号

鴨川市事務決裁規程の一部を改正する訓令

鴨川市事務決裁規程（平成17年鴨川市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2（9）市民福祉部健康推進課の表地域密着型サービス事業所の指定に関する
こと。の項を次のように改める。

地域密着型サービス事業者等の指定並びに指導及び監督に 関すること。		○	
--------------------------------------	--	---	--

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。